

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

第二条による改正（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号））

改正案	現行条例
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 第四節 略</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条の二）</p> <p>第三章 第七章 略</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第五十九条 第五条、第八条及び前節（第十二条、第二十四条第一項及び第六項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>（指定生活介護事業所に関する特例）</p> <p>第六十条 次に掲げる基準を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十四条第二項）から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>（指定通所介護事業所に関する特例）</p> <p>第六十一条 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 第四節 略</p> <p>第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条）</p> <p>第三章 第七章 略</p> <p>附則</p> <p>（準用）</p> <p>第五十九条 第五条、第八条及び前節（第十二条、第二十四条第二項及び第六項、第二十五条、第二十六条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十七条並びに第五十二条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>（指定生活介護事業所に関する特例）</p> <p>第六十条 次に掲げる基準を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十四条第一項及び第三項）から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>（指定通所介護事業所に関する特例）</p> <p>第六十一条 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所</p>

介護（指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十九条（第二十四条第二項）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

一～三 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第六十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十九条（第二十四条第二項）から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四條第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。）が二十五人以下であること。

介護（指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十九条（第二十四条第一項及び第三項）から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。

一～三 略

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）が登録定員の二分の一から十五人までの範囲内であること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号の居間及び食堂をいう。）が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供する通いサービスの利用者の数が通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、

第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

（準用）

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

第七十条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十一条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六  
六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三  
条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四  
六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第  
一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条から第六  
十一条の二まで、第七十条、第七十二条、第七十六条及び  
第七十七条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後  
等デイサービスの事業について準用する。

(準用)

第八十一条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十  
六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三  
条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四  
六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第  
一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条、第六十  
一条、第七十条、第七十二条、第七十六条及び  
第七十七条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後  
等デイサービスの事業について準用する。